

3. 対象施設の概要

山形県福祉のまちづくり条例施行規則第2条及び第3条に定める生活関連施設(不特定又は多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの)及び特定生活関連施設(生活関連施設のうち、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活を営む上で特に重要な施設で規則で定めるもの)の概要は以下のとおりである。(※詳細は第4章の施行規則別表1参照)

別表第1

区分	生活関連施設		特定生活関連施設
建築物	医療施設	病院、診療所、助産所等	収容施設があるもの
	興行施設	劇場、観覧場、映画館等	用途面積1,000㎡以上
	集会施設	公民館、集会場、公会堂等	すべてのもの
	展示施設	展示場等	用途面積1,000㎡以上
	物品販売業の店舗	百貨店、マーケット等の店舗	用途面積500㎡以上
	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿等	用途面積1,000㎡以上
	社会福祉施設等	老人福祉施設等(※2)	すべてのもの
	体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場等	用途面積1,000㎡以上
	遊興施設	遊技場、ぱちんこ屋、カラオケボックス等	用途面積1,000㎡以上
	文化施設	図書館、博物館、美術館等	すべてのもの
	公衆浴場	公衆浴場	用途面積500㎡以上
	飲食店	飲食店	用途面積500㎡以上
	サービス業の店舗	理髪店等(※3)	用途面積500㎡以上
	停車場等(※1)	旅客の乗降又は待合の用に供する建築物	すべてのもの
	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積1,000㎡以上
	公衆便所	公衆便所	すべてのもの
	官公庁の庁舎	国又は地方公共団体の庁舎	すべてのもの
	学校等	学校、自動車教習所等	すべてのもの
	共同住宅等	共同住宅及び寄宿舎	戸(室)数が50を超えるもの
	工場等	工場等で見学施設を有するもの	用途面積1,000㎡以上(※5)
火葬場	火葬場	すべてのもの	
複合施設	上記の2以上の施設で構成される建築物	用途面積2,000㎡以上	
公共交通機関の施設	停車場等における建築物以外の施設	旅客の乗降又は待合の用に供する建築物以外の施設	すべてのもの
道路	道路	自動車のみの用に供する道路を除く	歩道又は自転車歩行者道を設置するもの
公園等	公園等	公園、動物園、植物園、遊園地等	すべてのもの
駐車施設	駐車施設で建築物以外のもの	路外駐車場で建築物以外のもの(※4)	用途面積1,000㎡以上

※1：車両の停車場、航空機・船舶の発着場

※2：老人福祉施設、老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設等

※3：理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、法律事務所、給油所等

※4：駐車場法に規定する路外駐車場

※5：見学施設の用途に供する部分の面積